

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定等事務処理要領**

第1 申請及び届出の事務

1 指定の申請

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者及び指定自立支援医療機関の指定を受けた事項のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第57条第1項第5号に規定する担当しようとする自立支援医療の種類を変更しようとする者（以下「申請者」という。）は、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書」（様式第1号。以下「指定申請書」という。）を作成し、指定申請書添付書類を添付のうえ、指定申請に係る医療機関等の所在地を管轄する県保健福祉事務所に提出するものとする。県保健福祉事務所長は必要書類について確認のうえ、知事に進達するものとする。

なお、書類の提出先等にかかる取扱いについては、以下第2までにおいて同様とする。

- (2) 申請者は、申請の際に育成医療又は更生医療のいずれか単独での指定を希望する場合は、指定申請書にその旨を明記すること。

なお、特段の申出がない場合は、育成医療及び更生医療双方の申請があったものとして取り扱うこととする。

- (3) 知事は指定申請書の提出があった場合、審査した結果を、速やかに申請者へ通知するものとする。

なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

- (4) 知事は病院又は診療所に係る指定申請において、指定することが適当か否かの判断が困難であるものについては、福島県社会福祉審議会に諮問するものとする。

2 更新の申請

- (1) 法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新を申請しようとする者（以下「更新申請者」という。）は、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書」（様式第2号。以下「更新申請書」という。）を県保健福祉事務所に提出するものとする。

なお、当該更新申請書の提出の際、前項の変更の届出を行うべき事項等に変更がある場合は、変更届を併せて提出するものとする。

- (2) 知事は更新申請書の提出があった場合、審査した結果を、速やかに更新申請者へ通知する。

なお、更新年月日は、原則として、更新の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

3 変更の届出

法第64条の規定に基づき指定自立支援医療機関の名称及び所在地その他規則第61条に定める変更の届出を行うべき事項等に変更が生じた場合には、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届」（様式第3号。以下「変更届」という。）を県保健福祉事務所長に提出するものとする。

なお、変更届には、指定申請書の添付書類に準じた書類を提出するものとする。

4 休止等の届出

規則第63条の規定に基づき指定自立支援医療機関を休止、廃止、再開しようとする場合には、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）休止等届」（別紙様式1）を県保健福祉事務所に提出するものとする。

5 辞退の届出

法第65条の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を辞退しようとする場合には、辞退をしようとする一月前までに「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）辞退届」（別紙様式2）を県保健福祉事務所に提出するものとする。

第2 審査（確認）

審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号。以下、「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障がい者の治療を行っていること。
- 2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについての体制が整備されていること。
- 3 病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりである。

- (1) 心臓脈管外科に関する医療を担当する場合
心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。
- (2) 心臓移植に関する医療を担当する場合
移植関係学会合同委員会において、心臓移植術実施施設として選定された施設であること。
- (3) 心臓移植術後の抗免疫療法を担当する場合
心臓移植術実施施設又は心臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
- (4) 腎臓に関する医療を担当する場合
血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。
- (5) 腎移植に関する医療を担当する場合
腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。
- (6) 肝臓移植に関する医療を担当する場合
移植関係学会合同委員会において、肝臓移植術実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。
- (7) 肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する場合
肝臓移植術実施施設又は肝臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
- (8) 免疫に関する医療を担当する場合
各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療が実施できる体制及び設

備であること。

- 4 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、3年以上の十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、出入口、通路、待合室などの段差の解消、車椅子の回転スペースの確保など、身体障がい者に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

- 5 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、原則として、現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために必要な職員を配置していること。

- 6 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

ただし、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

- (2) それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

なお、適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものである。

- (3) 中枢神経、心臓移植、心臓移植術後の抗免疫療法、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植、肝臓移植術後の抗免疫療法及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査対象とする。

- ①中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

- ②心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植術経験者であること。

- ③心臓移植術後の抗免疫療法による医療

臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

- ④腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

⑤腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

⑥小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

⑦肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

⑧肝臓移植術後の抗免疫療法による医療

臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

⑨歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

(附則)

この事務処理要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この事務処理要領は、平成18年11月1日から施行する。

(附則)

この事務処理要領は、平成21年6月30日から施行する。

(附則)

この事務処理要領は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この事務処理要領は、平成22年5月1日から施行する。

(附則)

この事務処理要領は、平成24年10月23日から施行する。

(附則)

この事務処理要領は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

1 この事務処理要領は、平成30年10月1日から施行する。

2 本要領の改正前、現に提出されている改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定等事務処理要領(以下「改正前の要領」という。)による様式は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定等事務処理要領による様式とみなす。

3 本要領の施行の際、現に作成されている改正前の要領による様式は、所用の調整をして使用することができる。